

海上自衛隊呉地方総監部温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

- (1) 事業所の名称
海上自衛隊 呉地方総監部
- (2) 事業所の所在地
広島県呉市幸町8番1号
- (3) 業種
9731 行政機関
- (4) 事業所位置図
別図のとおり

2 計画の期間

本計画の期間は、平成25(2013)年度を基準年度とし、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とする。

3 計画の基本的な方向

1 基本的な考え方

平成28年5月13日に閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づく温室効果ガス排出削減目標を達成することにより、温室効果ガスの排出削減に努めていく。

2 方針

- 省エネルギーの推進
- 省エネルギー機器の導入促進
- 隊員、職員へ環境意識の向上

4 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）

【エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)		
	工場等	基準年度 平成25年度	直近年度 平成29年度
二酸化炭素	呉地方総監部 呉市	7,404	6,252
	からす小島訓練場 呉市	5,198	3,911
	係船堀地区 呉市	1,499	829
	集会所 呉市	94	122
	入船山地区 呉市	0	0
	史料館 呉市	304	217
	潜水艦基地隊 呉市	1,092	1,195
	港務部第3区 呉市	179	116
	吉浦地区 呉市	390	413
	大麗女地区 呉市	19	12
	灰ヶ峰通信所 呉市	36	23
	膳棚山通信所 呉市	73	52
	飛渡瀬地区 江田島市	199	229
	切串地区 江田島市	1,242	907
	野登呂山通信所 江田島市	34	24
	佐伯基地分遣隊 大分県	347	290
	計	18,110	14,592

【非エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)		
	工場等	基準年度 平成25年度	直近年度 平成29年度
二酸化炭素	呉地方総監部 呉市	0	0
	からす小島訓練場 呉市	0	0
	係船堀地区 呉市	0	0
	集会所 呉市	0	0
	入船山地区 呉市	0	0
	史料館 呉市	0	0
	潜水艦基地隊 呉市	0	0
	港務部第3区 呉市	0	0
	吉浦地区 呉市	0.18	0.06
	大麗女地区 呉市	0	0
	灰ヶ峰通信所 呉市	0	0
	膳棚山通信所 呉市	0	0
	飛渡瀬地区 江田島市	0	0
	切串地区 江田島市	0	0
	野登呂山通信所 江田島市	0	0
	佐伯基地分遣隊 大分県	0	0
	計	0.18	0.06

【その他温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO2)			
	工場等	基準年度 平成25年度	直近年度 平成29年度	
メタン	呉地方総監部	呉市	0.0821	0.0733
	からす小島訓練場	呉市	11.451	38.027
	係船堀地区	呉市	1.2532	3.4023
	集会所	呉市	0.0094	0
	入船山地区	呉市	0	0.0085
	史料館	呉市	0	0
	潜水艦基地隊	呉市	4.9095	5.5595
	港務部第3区	呉市	0.0002	0.0005
	吉浦地区	呉市	1.9886	2.4716
	大麗女地区	呉市	0	0
	灰ヶ峰通信所	呉市	0	0
	膳棚山通信所	呉市	0	0
	飛渡瀬地区	江田島市	0.3234	3.782
	切串地区	江田島市	0.5427	0.6382
	野登呂山通信所	江田島市	0	0
	佐伯基地分遣隊	大分県	0.1172	0.1678
計		20.6773	54.1307	

【その他温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO2)			
	工場等	基準年度 平成25年度	直近年度 平成29年度	
一酸化二窒素	呉地方総監部	呉市	0.0286	0.0175
	からす小島訓練場	呉市	4.7943	10.705
	係船堀地区	呉市	1.1847	3.4156
	集会所	呉市	0.0028	0
	入船山地区	呉市	0	0.002
	史料館	呉市	0	0
	潜水艦基地隊	呉市	1.7068	0
	港務部第3区	呉市	0	1.5638
	吉浦地区	呉市	0.695	0.7051
	大麗女地区	呉市	0	0
	灰ヶ峰通信所	呉市	0	0
	膳棚山通信所	呉市	0	0
	飛渡瀬地区	江田島市	0.1128	1.0659
	切串地区	江田島市	0.4727	0.4478
	野登呂山通信所	江田島市	0	0
	佐伯基地分遣隊	大分県	0.1039	0.1201
計		9.1016	18.0428	

【その他温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)		
	工場等	基準年度 平成25年度	直近年度 平成29年度
HFC	呉地方総監部 呉市	0	0.0209
	からす小島訓練場 呉市	0	0.3443
	係船堀地区 呉市	0	0
	集会所 呉市	0	0
	入船山地区 呉市	0	0
	史料館 呉市	0	0
	潜水艦基地隊 呉市	0	0
	港務部第3区 呉市	0	0
	吉浦地区 呉市	0	0
	大麗女地区 呉市	0	0
	灰ヶ峰通信所 呉市	0	0
	膳棚山通信所 呉市	0	0
	飛渡瀬地区 江田島市	0	0.0196
	切串地区 江田島市	0	0
	野登呂山通信所 江田島市	0	0
	佐伯基地分遣隊 大分県	0	0
計	0	0.3848	

【その他温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)		
	工場等	基準年度 平成25年度	直近年度 平成29年度
PFC SF6 NF3	呉地方総監部 呉市	0	0
	からす小島訓練場 呉市	0	0
	係船堀地区 呉市	0	0
	集会所 呉市	0	0
	入船山地区 呉市	0	0
	史料館 呉市	0	0
	潜水艦基地隊 呉市	0	0
	港務部第3区 呉市	0	0
	吉浦地区 呉市	0	0
	大麗女地区 呉市	0	0
	灰ヶ峰通信所 呉市	0	0
	膳棚山通信所 呉市	0	0
	飛渡瀬地区 江田島市	0	0
	切串地区 江田島市	0	0
	野登呂山通信所 江田島市	0	0
	佐伯基地分遣隊 大分県	0	0
計	0	0	

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

《原単位を削減目標とする場合》

原単位算定に用いた指標：建物延床面積（千㎡）

単位：排出量（t-CO₂），原単位置（千㎡），削減率（%）

温室効果ガスの種類	基準年度 (平成25年度)			原単位 削減目標	目標年度 (平成34年度)		
	排出量 (a)	原単位 数値 (b)	原単位 (c)		削減率 (d)	排出 見込量 (e)	原単位 見込数値 (f)
エネルギー起源CO ₂	18,110	198	91.46	10.0	16,299	198	82.32
非エネルギー起源CO ₂	0	198	0	0	0	198	0
メタン	21	198	0.11	0	21	198	0.11
一酸化二窒素	9	198	0.05	0	9	198	0.05
フロン類	0	198	0	0	0	198	0
総排出量	18,140	198	91.62	10.0	16,329	198	82.48
エネルギー消費原単位 (原油換算kl)	7,227	198	36.50	10.0	6,504	198	32.85
目標設定の考え方	エネルギー消費原単位を年平均1.1%削減						

※ 削減率(d) = { (c) - (g) } / (c) × 100 原単位(c) = (a) / (b) 原単位見込(g) = (e) / (f)

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組み等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組み

項目	数値目標	具体的な取組み
1 燃料使用量の削減	燃料の原単位を年平均1%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断結果に基づくエネルギー消費機器の換装等 ・アイドリングストップ等エコドライブの実践 ・近距離移動の自転車の活用 ・ボイラー等の効率的運転 ・給湯器等の効率的な使用 ・シャワーの効率的な使用
2 電気使用量の削減	電気の原単位を年平均1%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断結果に基づくエネルギー消費機器の換装等 ・休憩時間の消灯の徹底 ・OA機器のこまめな電源オフ ・冷暖房の適切な温度管理及び効率的な使用 ・LED照明への更新

※原単位で作成する場合は、数値目標欄の記載例中、「使用量」を「原単位」に適宜読み替えること

○ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組み（環境価値の活用等）なし。

○ その他の取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	水道使用量の削減	なし	・節水の呼びかけ
2	紙使用量の削減	なし	・封筒の再利用 ・用紙の両面印刷
3	環境意識の向上	年複数回実施	・環境月間、環境週間の設定 ・環境保全に関するポスター等の掲示

※環境に配慮した実践的な取組みなどをされていれば記入してください。

7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1) 推進・点検体制

工場等エネルギー管理統括者（管理部長）
工場等エネルギー管理企画推進者（環境保全専門官）
エネルギー管理員

(2) 実施状況の点検・評価

毎年度、温室効果ガス排出量を把握し、削減の取組に関する評価、点検結果について周知し、削減対策の推進に努める。

(3) 計画書等の公表

事務室に備え付けて閲覧できるようにする。